

建設業労働災害防止協会の取り組み ～第8次計画について～

建設業労働災害防止協会 業務部

1. はじめに

建設業労働災害防止協会では、厚生労働省が5年ごとに策定している「労働災害防止計画」に歩調を合わせる形で、「建設業労働災害防止5カ年計画」を策定しています。

昭和58年度から昭和62年度を「第1次」とし、以後、5年ごとに計画を定めて、建設業の安全衛生水準向上に取り組んできました。そして、本年は「第8次 建設業労働災害防止5カ年計画（2018～2022年度）」の初年度となります。

本稿では、その「第8次計画」において策定された事項のうち、5点ほどご紹介します。

2. 「第8次計画」における目標

一つ目は、「第8次計画」の目標についてです。

厚生労働省の「労働災害防止計画」は、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。

本年が初年度となる「第13次労働災害防止計画（2018～2022年度）」（以下、「13次防」という）では、建設業は「重点業種」として、

① 死亡災害を2017年と比較して、2022年まで

に15%以上減少させる。

② 死傷災害（休業4日以上労働災害）は、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

以上の二点が、目標として主に掲げられています。

建災防もこの目標達成を目指すと共に、独自でより厳しい目標を「第8次計画」では立てました。

以下、(1)～(3)が、「第8次計画」の目標です。

(1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。

(2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。

(3) 計画期間中の休業4日以上死傷災害の平均発生件数を、平成29年の発生件数に対して、5%以上減少させる。

建設業における労働災害の発生状況は、図-1のとおりです。平成28年に初めて死亡者数が300人を下回ったものの、平成29年には再び300人を超えるなど予断を許しません。このような状況から、今回、建設業において発生件数が最も多い、墜落・転落災害の減少に向けて目標(2)を設定しました。

建設業における墜落・転落による死亡者数は、平成29年の死亡災害323人のうち135人で、死

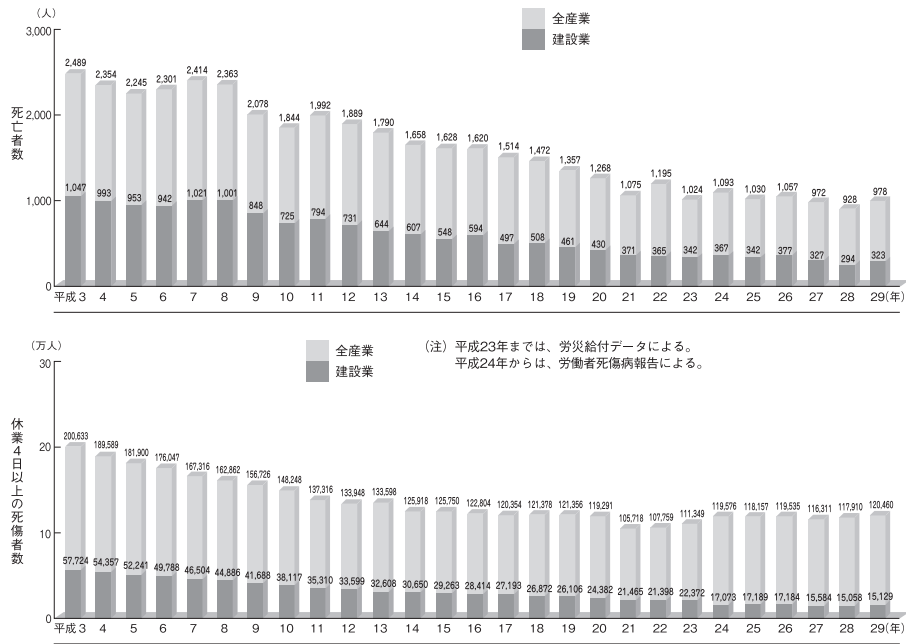


図-1 建設業における労働災害発生状況

亡災害の約42%を占めています(表-1)。

	H25	H26	H27	H28	H29
死亡災害	342	377	327	294	323
うち墜落・転落災害	160	148	128	134	135
割合	47%	39%	39%	46%	42%

また、作業環境が大きく変化しているため参考程度ですが、「第1次計画」初年となる昭和58年の建設業における墜落による死亡者数は390人と、当時でも約35%を占めていました(表-2)。

表-2 昭和58年の建設業における死亡災害発生状況

災害の種類	墜落	機械による383(34.6%)			土砂崩壊 落盤
		自動車等	建設機械等	クレーン等	
件数	390	176	159	48	68
割合	35.3%	15.9%	14.4%	4.3%	6.1%

災害の種類	飛来落下 倒壊	感電	爆発火災	その他	合計
件数	92	44	16	113	1,106
割合	8.3%	4.0%	1.4%	10.2%	100%

※「建設の安全」(昭和60年6月号より一部抜粋して作成)

3. 墜落・転落災害防止への取り組み

二つ目は、目標値を独自に掲げた墜落・転落災害防止の取り組みについてです。

建災防では、建設業における自主的な労働災害防止を推進するため「建設業労働災害防止規程」を定めています。

この規程を定めるにあたり、昭和40年に委員会が開催されました。この時、昭和39年当時でも建設業における死亡災害で最も多かった「墜落災害」が重く受け止められ、昭和41年9月に規程が適用された際、最初に定められたのが「墜落災害防止」についてでした。

適用当初は、「開口部および足場からの墜落とスレート屋根等の踏み抜き等」の対策のみでしたが、足場材の変化や工法の進歩、法令改正を考慮して、低層住宅や安全帯など時代に合わせた規程の改定を重ねています。

なお、今般の墜落・転落災害防止に対する動きを整理すると、平成29年11月7日に、厚生労働省より「墜落・転落災害防止対策強化キャンペー

ン」（基発 1107 号第 5 号）が発出され、「より安全な措置」等（手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置や、5つの足場の種類別点検チェックリストに基づく足場安全点検）が推奨されました。

さらに、平成 30 年 6 月に労働安全衛生法施行令と労働安全衛生規則等の一部改正が行われ、「安全帯」を「墜落制止用器具」という名称に変更することや、ハーネス型の安全帯に関する特別教育の実施が決定され、平成 31 年 2 月に施行される予定となっています。

建災防では法令改正の動きを受けて、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を実施する予定です。また、「第 8 次計画」期間中の 8 月 1 日～9 月 10 日を「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」と定めて、墜落・転落災害の防止に向けた取り組みを実施します。

このキャンペーンでは、足場からの墜落・転落災害防止のため、労働安全衛生規則で定められている「事業者によるその日の作業前の手すりなど足場用墜落防止設備の点検実施」の周知を、安全施工サイクルの「作業開始前点検」に入れて実施することを勧めています。

4. ニューコスモスの導入に向けた取り組み

三つ目は、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(Construction Occupational Health and

Safety Management System「略称：COHSMS（コスモス）」の取り組みについてです。

平成 11 年 11 月より、建災防では「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」(コスモスガイドライン)を作成し、その普及に努めています。

このガイドラインは、建設業の特性である「①工事が有期であること」、「②元請と専門の各事業者が協力して工事を進めること」、「③店社と作業所が一体となって工事管理を行うこと」を考慮した「労働安全マネジメントシステム」を、建設工事業者が容易に導入、実施・運用できるように考えられています。

安全衛生管理・活動の確保、自社の安全に関するノウハウの継承や情報の蓄積、建設工事における潜在的な危険性または有害性の除去・低減は、作業員の安全や企業を存続させる上でも有用な役割を果たしています。事実、コスモスを導入した認定事業場における死傷者総数減少指数は、建設業全体より 18.5 ポイントの減少が見られています。

今般の建設現場におけるメンタルヘルス対策、ICT を活用した建設技術への取り組み、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際基準の動向などを踏まえ、平成 30 年 4 月にコスモスガイドラインを改訂し、「ニューコスモス」として公表しました（図-2）。

さらに、現在は中小規模の建設事業場（常時 50 人未満の労働者を使用する建設現場で、支店や営

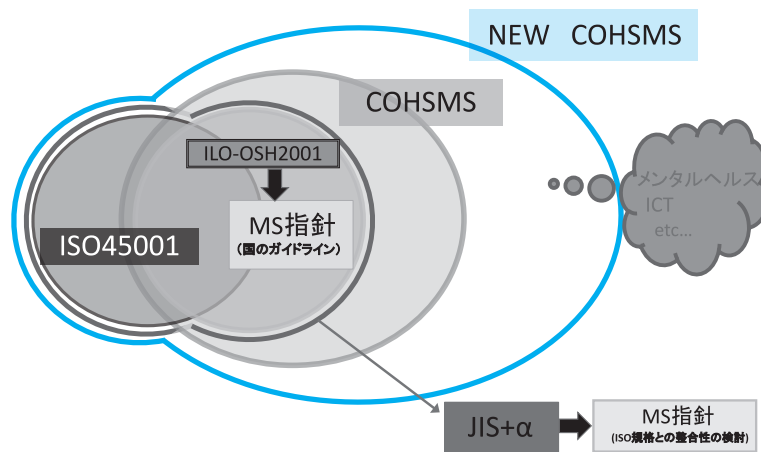


図-2 ニューコスモスの概念図

業所等を有しない事業場）を想定した、中小規模建設事業場向けのニューコスモスの作成と、その普及に向けた新たなツールの作成を進めています。

5. メンタルヘルス対策への取り組み

四つ目は、「メンタルヘルス対策」の取り組みについてです。

過重労働やうつ病など、働く人のメンタルヘルスは、社会的に喫緊の課題となっています。平成27年にストレスチェック制度が施行されるなど対策が進んでいますが、厚生労働省が発表している労災補償の新規認定状況を見ると、「精神障害」は増加傾向にあり、建設業においても「精神障害」の請求件数が平成28年度初めて100件を超え、平成29年度も100件を超えるなど、増加傾向に

あります（図-3）。

建災防では、近年のメンタルヘルスを巡る問題とストレスチェック制度の法制化等を踏まえて、平成27年12月よりメンタルヘルス対策に関する検討を行ってきました。

建設現場では「①工期がある」、「②作業員が流動的である」、「③複数の事業者が混在している」など、建設業特有の事情があります。

そのため、建設現場で簡単に行えるメンタルヘルス対策として、建設現場で行われる「安全施工サイクル」を活用した「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を開発しました。

「健康KY」は、現場で毎日実施することで、メンタル不調の未然防止（個人としての一次予防）に有用であり、「無記名ストレスチェック」は、工期内に複数行うことで職場環境の改善（組織としての一次予防）に有用です（図-4）。

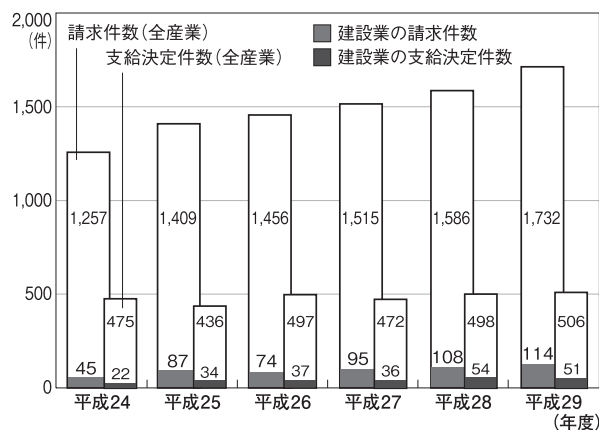


図-3 精神障害の労災補償新規認定の推移
(平成24～29年度)

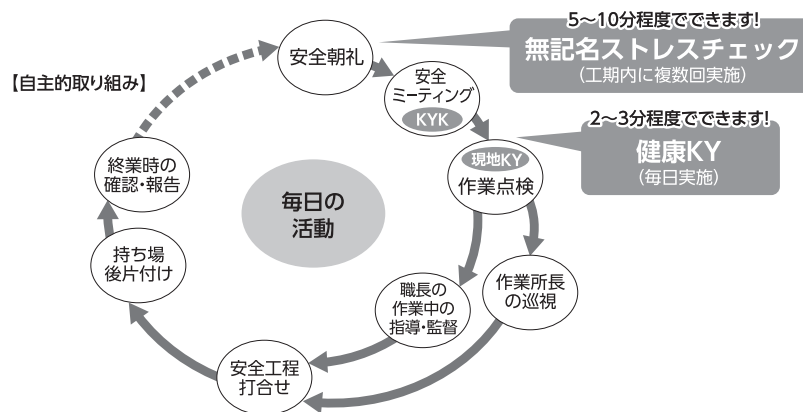


図-4 安全施工サイクルを活用したメンタルヘルス対策

平成 29 年度には厚生労働省から「建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業」を受託し、建災防方式の無記名ストレスチェックの実施結果に基づいた職場環境改善活動が、建設工事現場等で働く労働者のメンタルヘルスに係る健康リスクの低減に大きな効果があることが、数値的にも明確に確認されました。

また、無記名ストレスチェックの実施結果を職場環境改善につなげるための「建設現場の職場環境改善マニュアル」を発刊するなど、メンタルヘルス対策の普及促進に精力的に取り組んでいます。

これらの活動を普及させるため、建災防の支部において、メンタルヘルス対策を推進する人材の育成も進めています。さらに、メンタルヘルス不調による不安全行動など、ストレスと災害の関連性についても調査研究を行っています。

6. その他の主な取り組み

最後に、その他の主な取り組みについて紹介します。

(1) 中小専門工事業者等への安全衛生支援活動

建設業において災害発件数が多い、中小専門工事業者等の安全衛生活動をより一層推進していくため、中小専門団体等およびその団体に加入している中小専門工事業者を対象に、安全衛生支援

活動を今年度から展開しています。

この活動を通じ、建災防の各都道府県支部と連携をとりながら、専門家（安全管理士等）が集団指導・技術研修会やパトロールなどを行い、労働災害の減少に向けたより確実な土台づくりに力を入れています。

(2) ずい道等建設労働者健康情報管理システム

厚生労働省の「13次防」や「第9次粉じん障害防止総合対策」にも示されていますが、建災防では「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の開発を進めています。

これは、事業場を移動しながら就業しているずい道等建設工事従事者の、じん肺関係の健康情報や、有害業務従事歴等を一元管理するためのシステムです。

このシステムについては、2019年2月稼働を予定しています。

7. おわりに

「第8次計画」については、建災防のホームページに詳細を掲載していますので、ご参照ください。

建設業における労働災害の減少には、建設業に係わる多くの皆さまからのご協力が必要不可欠です。今後とも、建災防の活動へのご理解とご協力をお願いいたします。